

日本魚病学会会則

- 第1条 (名称) 本会は日本魚病学会 (The Japanese Society of Fish Pathology) と称する。
- 第2条 (目的) 本会は魚病学の進歩と普及を図ることを目的とする。
- 第3条 (事業) 1. 本会は前条の目的を達するために、会誌の刊行、研究発表会、シンポジウム、講演会を行う。
2. 本会は学会誌として魚病研究 (Fish Pathology) を発行する。会誌は魚病に関係ある原著論文、総説、情報、論文抄録、会務報告などをのせる。原則として年4回、3月、6月、9月および12月に発行する。
- 第4条 (会議) 1. 本会は総会および評議員会を行う。
2. 総会は会長の招集によって原則として年1回開催し、決算、予算、事業報告、事業計画、その他の会務を協議し、出席会員の過半数をもって決する。
3. 評議員会は会長、副会長および評議員をもって構成し、委任状を含む2/3以上の評議員の出席により成立する。会長は年2回これを招集し、議長となり、会の重要事項を審議し総会に提案する。但し、緊急を要する事項に関しては評議員会で決定し、総会に事後報告することができる。
- 第5条 (会員) 1. 本会の会員として、国内個人会員、外国個人会員、名誉会員、団体 (定期講読) 会員、賛助会員をおく。
2. 国内個人会員は日本在住の魚病研究者または魚病に関心を有する個人で、規定の会費を負担するものをいう。
3. 外国個人会員は外国に居住する個人で、規定の会費を負担するものをいう。
4. 名誉会員は日本の魚病研究に長年従事し、本会に対する貢献大なる者で、評議員会の議を経て総会において承認されたものをいう。
5. 団体 (定期講読) 会員は国内および外国の機関または団体で、規定の会費を負担するものをいう。
6. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、定額の援助を負担する個人、機関または団体をいう。
7. 本会に個人会員または団体会員として入会するには入会申込書に所定事項を記入し、会員業務委託先に申し込むものとする。
8. 会員は無料で会誌の配布を受ける。但し、特別号等については、この限りではない。個人会員は研究発表、議事への参加、また、会誌への投稿をすることができる。
9. 会員が退会する場合は、その旨を本会に通知しなければならない。なお、会費滞納が2年におよぶ個人会員、団体会員は退会とみなし、退会者が本会に再入会を希望する場合には、未納額および当該年の会費を納入する。
- 第6条 (組織) 本会の組織を①北海道・東北地区、②関東地区、③中部・近畿地区、④中国・四国地区および⑤九州地区の5地区に分ける。
- 第7条 (役員) 1. 本会に役員として会長1名、副会長1名、会計監査2名をおく。
2. 会長は会を代表し、会務の全体を統べる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。会計監査は本会会計の監査に当る。
3. 役員は国内個人会員、名誉会員の中から評議員によって選出される。会長、副会長は評議員を兼ねることができない。本会に評議員をおく。評議員は会の重要事項の審査に当たる。
4. 評議員は地区ごとに国内個人会員の中から国内個人会員によって選出される。各地区評議員の定数は以下のとおり定める。北海道・東北地区3名、関東地区9名、中部・近畿地区8名、中国・四国地区5名、九州地区6名。評議員が他地区へ移籍した場合、在任期間中は選出地区の評議員を引き続き務める。
5. 本会に幹事4名以上、編集委員15名、学会賞選考委員5名をおく。
6. 幹事は庶務、会計、会誌発行事務などの会務を行う。また、評議員選挙の管理を行う。編集委員は投稿論文を審査し、会誌を編集する。学会賞選考委員は学会賞受賞者を選定する。
7. 幹事および各委員は評議員によって国内個人会員、名誉会員の中から選出し会長が委嘱する。
8. 役員、評議員、幹事および各委員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、役員は同じ役職を連続して3期務めることはできない。
9. 役員、評議員、幹事および各委員に欠員が生じた場合は、評議員会の議により補充する。
- 第8条 (会費) 年額会費は国内個人会員6,000円、外国個人会員8,000円、団体 (定期購読) 会員10,000円、賛助会員20,000円 (1口) 以上とする。会費は毎年前納するものとする。
- 第9条 (会計) 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。
- 第10条 (事務局) 本会は、事務局をおく。事務局の所在は別にこれを定める。

付 則

1. 本会発足と同時に、魚病研究談話会各会員は自動的に本会各会員となる。また、同談話会財産は本会に移管される。
2. 本会発行の「魚病研究」は魚病研究談話会発行の「魚病研究」と通巻とする。
3. 会則の変更は総会の議決を経なければならない。
4. 会則を施行するために必要に応じて細則を設けることができる。細則の決定と変更は評議員会の議決によって行う。
5. 本会は昭和55年4月4日をもって発足させる。

(昭和58年4月1日一部改訂)
(昭和61年4月1日一部改訂)
(平成2年3月30日一部改訂)
(平成11年3月31日一部改訂)
(平成14年9月14日一部改訂)
(平成21年9月27日一部改訂)
(平成22年9月22日一部改訂)
(平成23年10月2日一部改訂)
(平成24年3月18日一部改訂)
(平成25年3月10日一部改訂)
(平成30年3月3日一部改訂)